

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五五七
- 道路の区域を変更する件二件 五五七

## 告 示

### 福島県告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第六百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
永山榮一
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十七年農林水産省告示第九百二十八号）によること。

（森林保全課）

### 福島県告示第六百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十七年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
一般国道 二八九号	東白川郡鮫川村大字青生野字江堀五二番地先から いわき市田人町旅人字 前山七番地先まで	変更前	変更後	A 七・五〇 六一・九	三、一三〇・九
				B 一〇・五〇 八六・六	二、七二〇・〇

（道路計画課）

### 福島県告示第六百八十九号

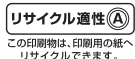
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十七年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
県道矢祭 山八槻線	東白川郡塙町大字伊香字松原一〇番三地先から 同 郡同町大字伊香字松原七一番地先まで	変更前	変更後	七・四〇 一一・四	三二八・〇
				一一・四〇 六〇・九	三二七・〇

（道路計画課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 印刷所 福島県 株式会社 第一印刷